



第1期教研集会、開催される！no.1

～知っているようで知らない私たちの「権利」と「給与」～



6月10日(土)、第1期教研集会が北九州教育会館において開催されました。

全体会のテーマは、「私たち自身の『実態』をしっかりと知ろう！

～知っているようで知らない、私たちの『権利』と『給与』の話～」で

した。まず、小川委員長から私たちの『給与』がどのように決まるのか

話をしてもらい、次に組合への問い合わせの多い「病休」や「子育てに

関する権利」、「給与と給料のちがい」「給与明細の見方」等について赤木書記長から話

してもらいました。それらの話を受け、最後に北九州市教組の顧問弁護士である安元隆治弁護士から

「労基法の基本的なこと」と「給特法でしぼられること」などをお話していただきました。



「教員よ、怒り狂え！①」スペシャルアドバイザー安元隆治弁護士のお話

労働時間とは何か？（一般の労働者の原則）

★「労働時間」＝使用者の指揮命令下で、労働力を提供した時間

一般の労働者の労働時間に関する原則

・1日8時間労働、週40時間の原則（労働基準法32条）

→これはなぜ？ ※プライベートな時間や休息時間を確保するため。

・それ以上働いた場合は、割増賃金の支払い（労働基準法32条）

→時間外労働＝時給×1.25 休日労働＝時給×1.35

※労働基準法第三十七条第一項の時間外及び休日の割増賃金に係る率の最低限度を定める政令

★これはなぜ？ ①長時間や休日という負荷の高い労働に対する、労働者への補償

②時間外労働や休日労働に対する抑制（←特に重要）

教員の場合は？

【給特法】「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」

第3条 教育職員（校長、副校長及び教頭を除く。以下この条において同じ。）には、その者の給料月額百分の四に相当する額を基準として、条例で定めるところにより、教職調整額を支給しなければならない。

2 教育職員については、時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しない。

第6条 教育職員（管理職手当を受ける者を除く。以下この条において同じ。）を正規の勤務時間（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第五条から第八条まで、第十一条及び第十二条の規定に相当する条例の規定による勤務時間をいう。第三項及び次条第一項において同じ。）を超えて勤務させる場合は、政令で定める基準に従い条例で定める場合に限るものとする。

「みなさんもお存じだとは思いますが、正規の勤務時間を超えて勤務させる場合とは？」…次号につづく

わからないこと・困ったことがあったら… 何でも気軽にお問い合わせください！



///JTU 北九州市教職員組合 〒802-0072 小倉北区東篠崎3丁目4-1

E-mail:jtuhokyu@lime.ocn.ne.jp

北九州教育会館 TEL(093)953-0381

